

東洋紡株式会社と東洋紡エムシー株式会社との吸収分割
に係る会社法第 791 条第 1 項および第 801 条第 3 項
に定める事後開示書面

東洋紡株式会社

東洋紡エムシー株式会社

目 次

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
2. (1) 吸収分割会社における吸収分割をやめることの請求手続きの経過
（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(2) 吸収分割会社における反対株主の株式買取請求手続きの経過
（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(3) 吸収分割会社における新株予約権買取請求手続きの経過
（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(4) 吸収分割会社における債権者の異議手続きの経過
（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
3. (1) 吸収分割承継会社における吸収分割をやめることの請求手続きの経過
（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(2) 吸収分割承継会社における反対株主の株式買取請求手続きの経過
（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(3) 吸収分割承継会社における債権者の異議手続きの経過
（会社法施行規則第 189 条第 3 号）
4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）
5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）
6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

東洋紡株式会社を吸収分割会社、東洋紡エムシー株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件分割」といいます。）に関し、会社法第 791 条第 1 項および第 801 条第 3 項の定めに従い、両社で共同して本書面を作成し、両社本店にそれぞれ備置いたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2023 年 4 月 1 日

2. (1) 吸収分割会社における吸収分割をやめることの請求手続きの経過
（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

会社法第 784 条第 2 項に定める場合（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第 784 条の 2 ただし書の規定により、吸収分割会社の株主には吸収分割をやめることの請求が認められておりません。従って、本項に該当する事項はありません。

(2) 吸収分割会社における反対株主の株式買取請求手続きの経過
（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

会社法第 784 条第 2 項に定める場合（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号の規定により、吸収分割会社の株主には株式買取請求が認められておりません。従って、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づく手続きは行っておりません。

(3) 吸収分割会社における新株予約権買取請求手続きの経過
（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続きは行っておりません。

(4) 吸収分割会社における債権者の異議手続きの経過
（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 2 月 6 日付で官報公告及び電子公告をいたしました。が、所定の期間内に会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. (1) 吸収分割承継会社における吸収分割をやめることの請求手続きの経過
（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の発行済株式の全部を所有しておりますので、該当事項はありません。

(2) 吸収分割承継会社における反対株主の株式買取請求手続きの経過
（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の発行済株式の全部を所有しておりますので、該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社における債権者の異議手続きの経過
(会社法施行規則第189条第3号)

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、2023年2月6日付官報において、債権者に対し本件分割について異議申述公告を行うとともに、同日付で知れたる債権者に個別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第189条第4号)

吸収分割承継会社は、2023年4月1日をもって、吸収分割会社から、機能素材に係る事業に関して、吸収分割会社が有する資産、負債および契約上の地位等の権利義務のうち、2023年1月25日付で締結された吸収分割契約に定めるものを承継しました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日 (会社法施行規則第189条第5号)

2023年4月4日 (予定)

6. その他吸収分割に関する重要な事項 (会社法施行規則第189条第6号)

(1) 吸収分割承継会社は、本件分割に際し、普通株式31,000株を吸収分割会社に交付しました。

(2) 吸収分割会社は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第2条第1項の規定に基づき、2023年2月3日付で、同条項に定める通知の対象者となる労働者に対して本件分割に関する通知をいたしました。異議の申出の期限日である2023年2月21日までに異議の申出を行った労働者はありませんでした。

以上

2023年4月3日

東洋紡株式会社

代表取締役 竹内郁夫



東洋紡エムシー株式会社

代表取締役 森重地加男



Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

